

統計データの二次的利用について

平成29年 7月 6日

総務省統計局

統計データの二次的利用の概要

調査票情報

公的機関

統計法32条

- 調査を実施した各府省（調査実施者）が利用

統計法33条第1号

- 国の行政機関、都道府県、市区町村、独立行政法人等の公的機関（調査実施者以外）に提供

研究者

統計法33条第2号の利用要件

- 公的機関が他者に委託し、又は他者と共同して行う調査研究
- 公的機関が公募により費用を補助する調査研究
- 行政機関又は地方公共団体その他の執行機関が、政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

匿名データ

利用目的

- 学術研究の発展に資すると認められる場合
- 高等教育の発展に資すると認められる場合
- 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合

オーダーメイド集計

利用目的

- 学術研究の発展に資すると認められる場合
- 高等教育の発展に資すると認められる場合

一般用マイクロデータ

作成方法

- 計量（度数及び数量（平均、標準偏差等））に基づく集計表を作成、公表したのち、その統計量に基づき乱数を発生させて作成した、擬似マイクロデータ

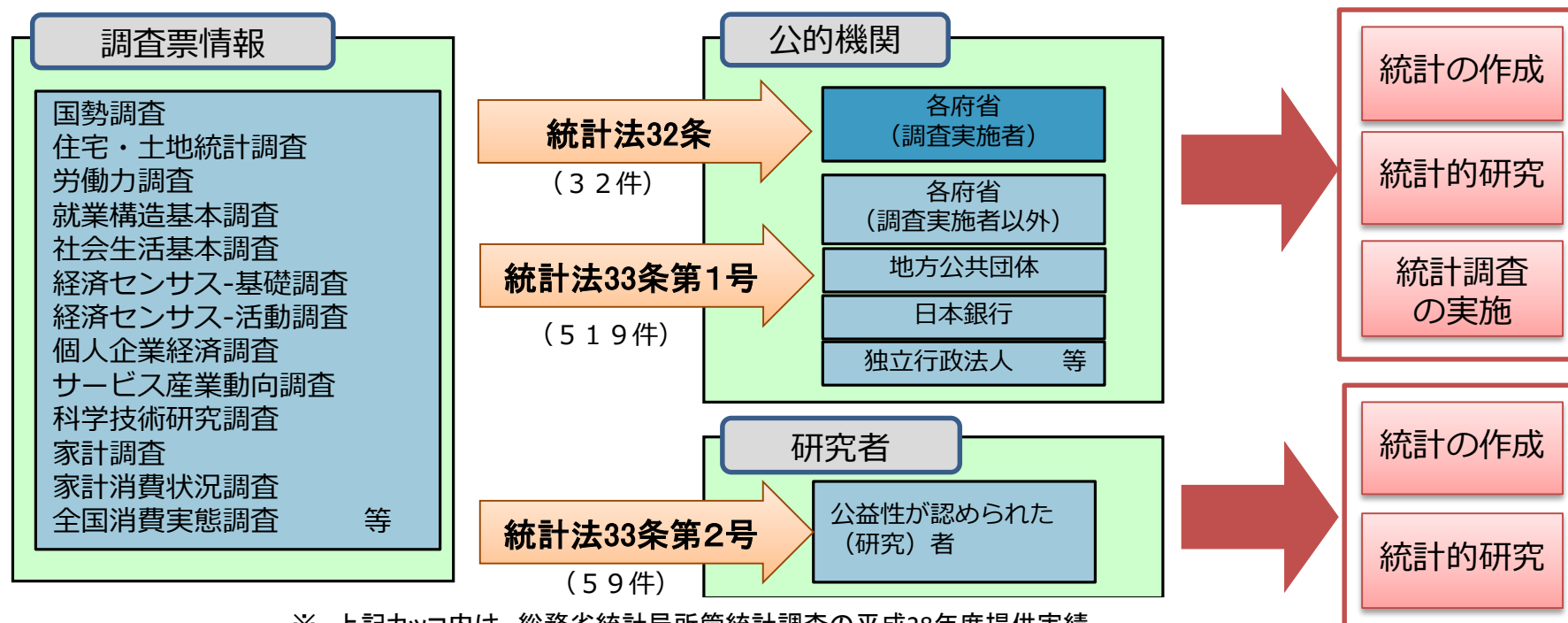
調査票情報の提供等の概要

提供等の概要

- 統計法第32条に基づき、統計の作成、統計的研究及び名簿の作成を行うため、調査を実施した各府省が調査票情報を利用
- 統計法第33条第1号に基づき、統計の作成、統計的研究及び名簿の作成を行うため、国の行政機関、都道府県、市区町村、独立行政法人等の公的機関に調査票情報を提供
- 統計法第33条第2号に基づき、統計の作成、統計的研究を行うため、第1号と同等の公益性が認められた（研究）者に調査票情報を提供

【これまでの経緯】

- ・平成21年4月 統計法の改正により、旧法における目的外使用の規定を引き継ぐものとして、調査票情報の提供を開始

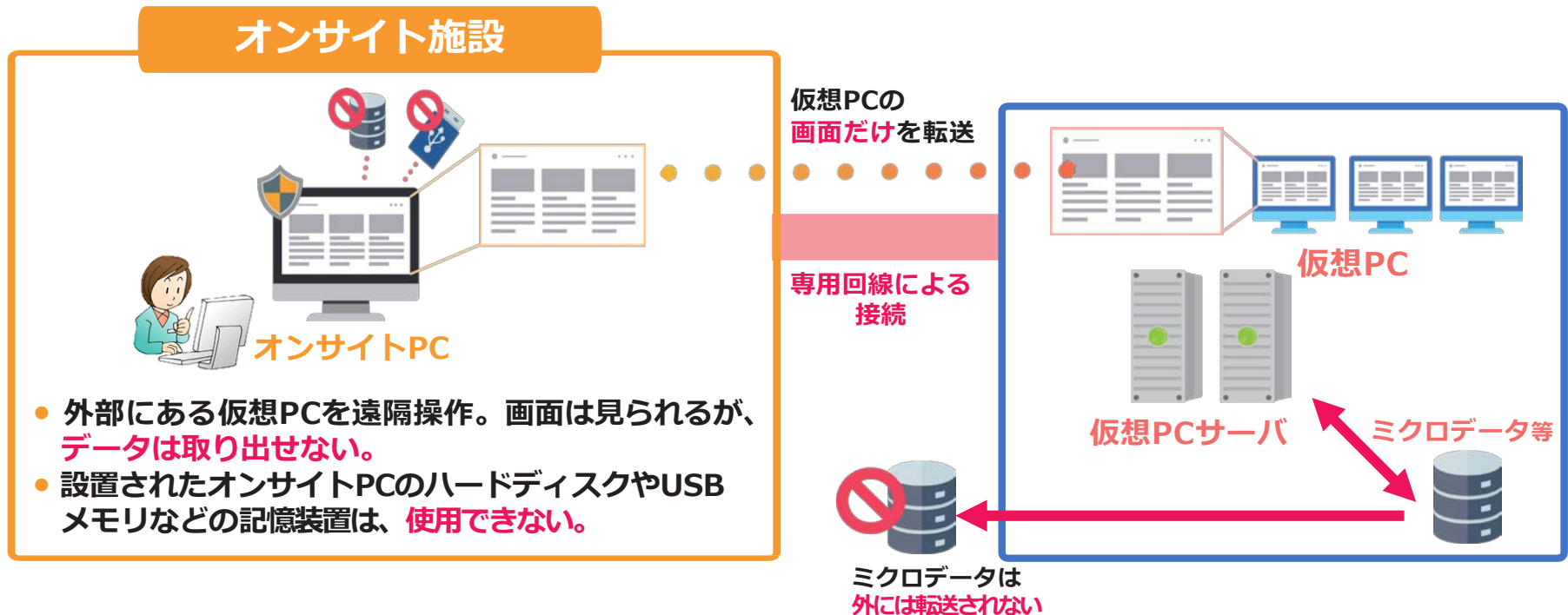


※ 上記カッコ内は、総務省統計局所管統計調査の平成28年度提供実績

オンサイト利用について

データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システムなど、**高度な情報安全性**を備えることにより、**その場所限りで機密性の高いデータの利活用を可能とする施設**

(イメージ例)



オンサイト利用の流れ（イメージ）

イメージ

オンサイト施設

研究室等

中央データ管理施設 (運用管理施設)

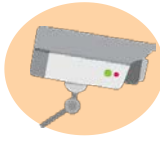
7 調査票情報を用いて研究・分析



※学術研究目的で利用可能



利用者PC
シンクライアント



監視カメラ

入退管理のされた
セキュアな専用室



利用者



1 調査票情報利用申出

5 利用許可通知

8 分析結果等の提供依頼

12 分析結果等の送付

2 利用審査



法令との
適合性

審査合格

3 審査結果通知

4 承認

9 提供審査



秘密性

審査合格

10 審査結果通知

11 承諾

6 利用登録・データ登録



管理者

6 調査票情報を格納

入退管理のされた
セキュアな事務室

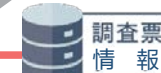
所管府省



9 研究・分析結果
レポート等の取り出し

専用線

中央データ管理施設
(データセンター)



調査票
情報



認証サーバ等 仮想PCサーバ

ファイルサーバ DBサーバ

厳重なセキュリティが確保された民間のデータセンター

- 入退館システム
- 24時間警備
- 耐震・免震
- 複数系統電源・複数通信回線引き込み
- 無停電電源装置（冗長化）
- 自家発電装置等（冗長化）など

SINET
日本全国の大学・研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所 (NII) が構築、運用している情報通信ネットワーク

今後の整備スケジュール(想定)

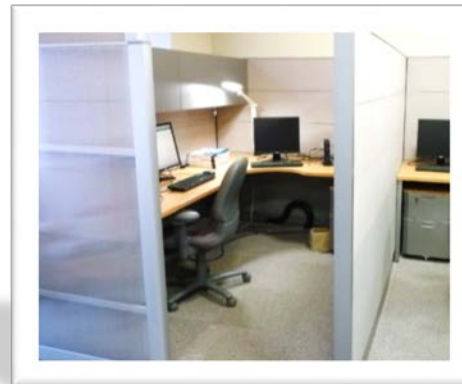
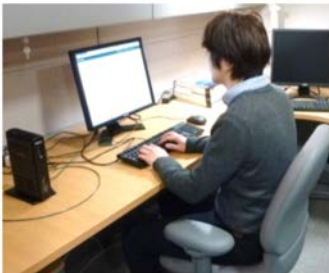
平成29年度

- オンサイト利用の試行運用（一橋大学、神戸大学、滋賀大学、情報・システム研究機構）
- 統計センターを中央データ管理施設の管理者とし、利用者との窓口や提供に係る事務を開始
- 総務省統計局の実施する統計調査の調査票情報を提供予定

平成30年度～

- オンサイト施設を段階的に拡大
- ユーザーニーズを把握し、利用可能な調査票情報を拡充
- リモートアクセス（プログラム送付型集計・分析）に係る利用の試行

オンサイト利用PC



入退室管理システム

匿名データの概要

作成の概要

- 統計法第35条に基づき、統計委員会に意見を聴き、調査票情報を加工して、匿名データを作成

提供の概要

- 統計法第36条に基づき、学術研究の発展に資すると認める場合に提供
統計法施行規則第15条により、以下に掲げる場合であって、統計の作成等のみへの使用、本来目的に供することを直接の目的とすること、成果の公表及び適正管理に必要な措置を要件
 - 学術研究の発展に資すると認められる場合
 - 高等教育の発展に資すると認められる場合
 - 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合

【これまでの経緯】

- ・平成21年4月 統計法の改正により、新たに匿名データの作成及び提供を開始

【課題】

- ・早期に匿名データを提供するため、データの検証及び手続きの効率化
- ・一般の人でも利用できる匿名データ（PUF：Public Use File）の作成及び提供
⇒攪乱的手法を適切に適用し、秘匿性を高めた匿名データの作成について検討

総務省統計局所管の統計調査における匿名データの提供件数

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 国勢調査 | 4 | 1 | 2 |
| 住宅・土地統計調査 | 2 | 2 | 1 |
| 労働力調査 | 2 | 5 | 3 |
| 就業構造基本調査 | 6 | 10 | 6 |
| 社会生活基本調査 | 13 | 11 | 11 |
| 全国消費実態調査 | 14 | 9 | 14 |

オーダーメイド集計の概要

提供等の概要

- 統計法第34条に基づき、学術研究の発展に資すると認める場合等、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を作成し、提供
- 学術研究の発展に資すると認められる場合
統計法施行規則第10条により、以下に掲げる場合であって、本来目的に供することを直接の目的とすること及び成果の公表を要件
 - 学術研究の発展に資すると認められる場合
 - 高等教育の発展に資すると認められる場合

【これまでの経緯】

- ・平成21年4月 統計法の改正により、あらたにオーダーメイド集計の提供を開始
- ・平成28年4月 統計法施行規則を改正し、利用目的を緩和
(学術研究の発展に資すると認められれば、営利目的であっても利用可能とした)

※ 総務省統計局所管の統計調査オーダーメイド集計に係る事務は、(独)統計センターに委託している。

総務省統計局所管の主な統計調査におけるオーダーメイド集計の提供件数

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 国勢調査 | 9 | 7 | 7 |
| 住宅・土地統計調査 | 3 | 3 | 1 |
| 労働力調査 | 0 | 0 | 2 |
| 就業構造基本調査 | 6 | 3 | 1 |
| 社会生活基本調査 | 3 | 1 | 1 |
| 全国消費実態調査 | 0 | 1 | 0 |